発達障害のある方への 合理的配慮

発達障害とは

発達のアンバランスによって日常生活に支障がある状態をいい、自閉症、アスペルガー症候群などが含まれます。人とコミュニケーションをとることや対人関係の構築が苦手な反面、特定の分野で優れた能力を発揮することもあるため、その方が「何が苦手」で「何が得意」かをよく理解したうえで配慮することが必要です。大きな音や光に反応してパニックを起こす感覚過敏の方もいます。また抽象的であったり曖昧な表現の理解が苦手なこともあるため、分かりやすく簡潔な会話を心がけることも大切です。

自閉症スペクトラム障害 (アスペルガー症候群)

対人関係や社会性、コミュニケーションが苦手といった特徴に加え、パターン化した行動やこだわりなどがみられます。また、音に敏感、不器用など感覚や運動面の問題をともなうことがあります。

学習障害 (LD)

基本的、全般的な知的発達に遅れ はないものの、「読む」「書く」「計 算する」など、特定の能力を使用 したり習得したりするのが苦手な 特徴があります。

注意欠如・多動性障害 (ADHD)

じっとしていることが苦手だったり、 集中力を持続することが難しいな どの特徴があります。感情や自分 自身のコントロールが難しいだけ で、知的発達に遅れはない場合も あります。



発達障害のある方への 合理的配慮の事例

感覚過敏への配慮

感覚過敏を緩和するために、サングラスや耳栓の使用を認めたり、つい立てで周囲と遮断された空間を用意したりするなどの配慮が必要です。

こんなことをやっています

- ●音に過敏であるため、ヘッド フォンの着用を認めたり、机 の電話を外したりしている。
- ●他者との関わりをできるだけ 少なくし、静かな作業環境を 整えた。

スケジュールや

業務手順を明確に指示

スケジュールを明確にし、具体的な 指示を、一つひとつ簡潔に出す必 要があります。

こんなことをやっています!

- 「きれいになったら」ではなく「10 回洗ったら次を洗う」など、具体的に指示している。
- ◆本人が整理できるように、指示 をノートに書く時間を設けている。

面接・採用試験において、 文字によるやりとりや 試験時間延長を実施

本人の障害特性に応じて、本来口頭で行う面接を文字によるやりとりに変更したり、試験時間を延長したりするなどの配慮が必要です。

こんなことをやっています

- ●面接では、平易な表現を使って質問したり、質問を紙に書いたりするなどの配慮を行った。
- ●制限時間を設けずに、筆記試 験や適性検査を実施した。



29